

沼津市水道事業経営戦略

令和8年3月

沼津市水道部

目 次

第1章 経営戦略策定の趣旨

1 経営戦略の趣旨	1
2 計画期間	1
3 他の計画との整合	2

第2章 水道事業の現状と課題

1 水道事業の現状	3
(1) 沿革	3
(2) 給水状況	4
(3) 施設	4
(4) 料金体系	6
(5) 組織	7
2 水道施設の見通し	8
3 耐震化の見通し	9
4 漏水対策	9
5 広報啓発活動	10
6 市民参画	10
7 これまでの経営健全化の取組	11
8 経営の健全性・効率性	13

第3章 水需要の見通し

1 給水人口の見通し	21
2 有収水量の見通し	22

第4章 経営の基本方針

1 沼津市水道事業ビジョンと経営戦略	25
2 経営戦略の方向性	25

第5章 投資・財政計画

1 投資計画	31
2 財政計画	33
3 投資・財政計画に未反映の取組や今後の検討予定の取組	41

第6章 経営戦略の進捗管理

1 経営戦略の更新及び検証等	42
2 情報提供	42

<u>用語集</u>	43
------------	----

<u>経営比較分析表</u>	49
----------------	----

第1章 経営戦略策定の趣旨

1 経営戦略の趣旨

本市の水道事業は、昭和22年に創設事業の認可を受けてから、これまで5度の拡張事業を経て、約80年間にわたり水道事業運営を行ってきました。沼津市、清水町の1市1町を給水区域とし、現在の給水普及率は99.7%となっており、給水区域のほぼ全域にわたって、毎日安全・安心な水道水を安定的に供給しています。

しかし近年は、人口減少や少子高齢化、節水機器の普及、環境保全意識の高まりによる節水意識の向上等により水需要が減少し、それに伴い給水収益が減少傾向となっており、事業経営にとって厳しい状況となっています。

一方、水源地や配水池、水道管路など水道水を供給するための各種水道施設において、老朽化に伴う施設更新需要の増加や能登半島地震を契機とした上下水道一体による耐震化の必要性など、これまで以上に水道水の安定供給に対する取組が求められています。

このような中、本市では水道事業の進むべき方向性とその実現に向けた基本的な考え方を示す事業運営の方針となる沼津市水道事業ビジョン（計画期間15年：平成28年度～令和12年度）（以下「水道事業ビジョン」）を策定し、市民生活に欠くことのできない水道水の安定供給に向けた取組を進めています。

沼津市水道事業経営戦略（以下「経営戦略」）では、水道事業ビジョンに示された各取組を実施するため、中長期的な視点で必要となる施設や設備に関する投資の見通しと、投資のために投入できる財源の見通しを基に、収支の均衡を図りながら、安定して持続的に事業を継続していくための財務マネジメント計画を策定しています。

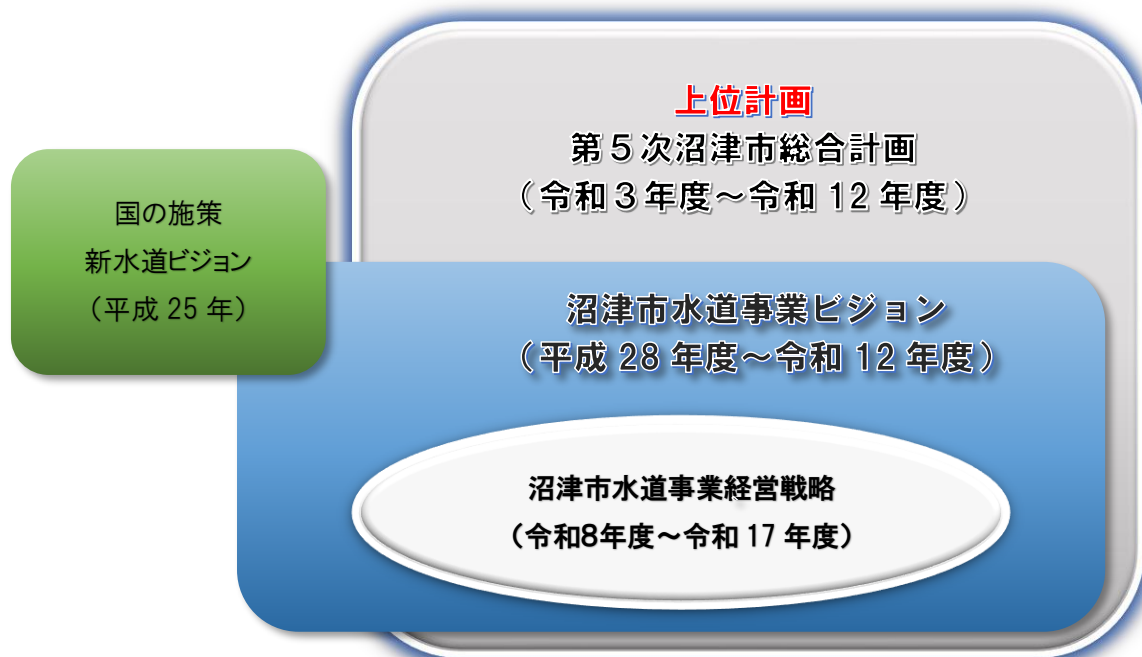
2 計画期間

令和8年3月の水道事業ビジョン改定に合わせ令和8年度を開始年度とし、中長期的な視点で計画を示すため、令和17年度までの10年間の計画期間としています。

なお、今後の社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3 他の計画との整合

本市の最上位計画である第5次沼津市総合計画をもとに、令和7年度に改定した水道事業ビジョンを上位計画とし、国の新水道ビジョンなどの方向性を踏まえ、関連する水道事業アセットマネジメント計画等と整合を図った計画とします。



第2章 水道事業の現状と課題

1 水道事業の現状

(1) 沿革

本市の水道事業は、戦後の昭和22年8月に水道創設事業の認可を受け、昭和25年7月に泉水源地から送水を始めました。創設事業では、旧海軍が使用していた施設を譲り受け、これらを活用し、水源地や配水池等の整備を進めました。また、良質で豊富な水を湧出する泉水源地が清水村（現在の清水町）に位置していたことから、両市村の協定により、沼津市と清水村を給水区域として、昭和23年度から昭和27年度までの5ヵ年計画（当初計画）をもって施設整備を進めました。

（第1期拡張事業）

昭和30年代の経済成長や人口増加に対応して、昭和35年度から昭和41年度までの7ヵ年の第1期拡張事業を実施し、泉水源地の取水・送水能力の増強、八重配水池の新設、市内配水管網を整備しました。

また、給水区域外であった内浦や西浦地区の簡易水道施設を整備しました。

（第2期拡張事業）

昭和40年代に入ると、高度経済成長や市街化に対応して、昭和45年度から昭和52年度までの8ヵ年の第2期拡張事業を実施し、柳沢・井出などの水源を新設したほか、取水・送水・配水能力を増強しました。

（第3期拡張事業）

第2期拡張事業が完了する頃には、水需要が施設能力を上回ったほか、宅地開発により給水区域を拡大する必要があり、昭和53年度から昭和57年度までの5ヵ年の第3期拡張事業を実施し、石川・沢田水源の新設及び八重・足高等の配水池を整備して施設能力を増強し、配水管網を整備しました。

また、昭和56年には、内浦簡易水道区域の水不足解消のため、江浦・重寺間に海底送水管を布設しました。

（第4期拡張事業）

平成元年度からは10ヵ年の第4期拡張事業を実施し、椎路、岡宮の一部地域へ給水区域を拡大したほか、内浦及び足高簡易水道を上水道事業に統合しました。

第2章 水道事業の現状と課題

また、平成7年度に事業計画を変更し、河内・木負、久連及び平沢の各簡易水道を統合して給水区域を拡大しました。

(第5期拡張事業)

平成15年度から10カ年の第5期拡張事業を実施し、古宇及び江梨地域に水源や配水池等を新設するとともに配水管網を整備し、西浦地区の立保、古宇、足保、久料及び江梨の各簡易水道を上水道事業に統合しました。

そのほか、平成14年度に下水道部を廃止して水道部に統合し、平成21年3月から新庁舎にて業務を開始しました。また、泉水源地送水管理センターの老朽化等に伴い平成23年度から5年間の継続事業で管理棟の建替え等を行いました。

平成17年4月には、旧戸田村との合併に伴い、戸田村水道を統合しました。また、市内最後の簡易水道である井田簡易水道について令和2年4月をもって水道事業に統合しました。

(2) 給水状況

- ・ 供用開始年月日 昭和25年7月12日
- ・ 法適（全部・財務）・非適の区分 全部適用
(昭和35年4月1日適用)
(令和7年3月31日現在)

行政区域内人口	216,064人	現在給水人口	214,649人
計画給水人口	215,317人	給水普及率	99.7%

(令和6年度)

年間総配水量	30,403,365 m ³	年間総有収水量	26,453,135 m ³
--------	---------------------------	---------	---------------------------

(3) 施設

令和6年度末における本市水道事業の施設は、水源17箇所、配水池36箇所、加圧ポンプ場7箇所（各施設休止中除く）となっています。

そのうち、令和2年4月1日に水道事業に統合した井田簡易水道事業には、水源が1箇所、配水池が1箇所あります。

水源は地下水（深井戸・伏流水）99%、その他（湧水）1%を使用し、水道管総延長は約1,082kmとなっています（令和6年度末時点）。

施設能力は11万5,900 m³/日、施設利用率は71.9%です。

※施設利用率(1日平均給水量8万3,297 m³/日/施設能力11万5,900 m³/日)

第2章 水道事業の現状と課題

水源

配水区	水源名	種別	取水能力 (m^3 /日)	浄水方法
左岸配水区 (市域中央・大平・清水町 他)	泉水源地	深井戸・湧水	80,000	滅菌処理
西部配水区	石川水源、井出水源、 青野水源、柳沢水源、 原水源	深井戸	21,430	滅菌処理
北部配水区	泉水源地、北小林水源、 足高水源、沢田水源、 木瀬川水源、双葉水源	深井戸・湧水	28,730	滅菌処理
南部配水区	内浦水源、河内水源、 古宇水源、江梨水源	深井戸	2,980	滅菌処理
戸田配水区	新田水源、第1水源、第3水源、 第5水源、雉ヶ尾水源、 第2水源(休止中)、 蓼原沢水源(休止中)、 第4水源(休止中)	表流水 伏流水 深井戸 湧水	7,010	急速ろ過(新田) マイクロストレーナ・紫外線照射 (第1、雉ヶ尾) 滅菌処理
井田配水区	井田水源、赤ノ田水源	表流水・深井戸	214	滅菌処理、緩速ろ過(赤ノ田)
合計			140,364	

配水施設

配水区	水源名	配水池	加圧ポンプ場
左岸配水区 (市域中央・大平・清水町 他)	泉水源地	中瀬配水池、八重配水池、 大平配水池(休止中)、 静浦配水池、口野配水池(休止中)	香貫台ポンプ場、 徳倉ポンプ場
西部配水区	石川水源、井出水源、 青野水源、柳沢水源、 原水源	石川配水池、井出配水池、 青野配水池、柳沢配水池、 東原ニュータウン配水池、 原配水池	荒久加圧ポンプ場、 東原ニュータウン加圧ポンプ場
北部配水区	泉水源地、北小林水源、 足高水源、沢田水源、 木瀬川水源、双葉水源	岡宮配水池、足高第一配水池、 東熊堂第一配水池(高区)、 東熊堂第二配水池(低区)、 西熊堂配水池、椎路配水池、 北小林配水池、柏葉尾配水池、 沢田配水池、足高第二配水池、 足高第三配水池(休止中)、 木瀬川配水池	西熊堂低区加圧ポンプ場、 柏葉尾加圧ポンプ場、 西沢田加圧ポンプ場
南部配水区	内浦水源、河内水源、 古宇水源、江梨水源	重須第一配水池、 重須第二配水池、 三津配水池(休止中)、 河内配水池、木負配水池、 古宇配水池、江梨配水池	木負加圧ポンプ場(休止中)
戸田配水区	新田水源、第1水源、第3水源、 第5水源、雉ヶ尾水源、 第2水源(休止中)、 蓼原沢水源(休止中)、 第4水源(休止中)	新田配水池、達磨橋第1配水池、 達磨橋第2配水池、 達磨橋第3配水池、 御浜配水池、柳ヶ窪配水池、 烏ヶ原配水池、舟山第1配水池、 舟山第2配水池	御浜加圧ポンプ場(休止中)
井田配水区	井田水源、赤ノ田水源	井田配水池	-

水道管（管路）施設

管の名称	管の延長 (km)
導水管	4.8
送水管	38.6
配水管	1,038.2
合計	1,081.6

(令和6年度末時点)

(4) 料金体系

本市では、令和6年度に料金改定を行いました。

料金は総括原価方式により算定しています。基本料金と従量料金の二部料金制を採用し、量水器の口径と使用水量に応じた口径別料金体系を設定しており、一般家庭で多く使われている口径 13～25mm の 10 m³使用時は 680 円/月となっています。

料金の設定については、毎年沼津市水道事業及び下水道事業経営審議会を開催し、料金改定の必要性等について検討を行っています。

用途	口径 mm	基本水量 m ³ /月	基本料金 円/月	超過料金 円/m ³
一般用	13、20、25	10	680	160
	30		2,100	
	40		3,900	
	50		7,100	
	75		15,000	
	100		24,500	
	150		58,300	
公衆浴場用	—		3,100	64
船舶及び臨時用	1立方メートルにつき 533 円			

※消費税を含む

第2章 水道事業の現状と課題

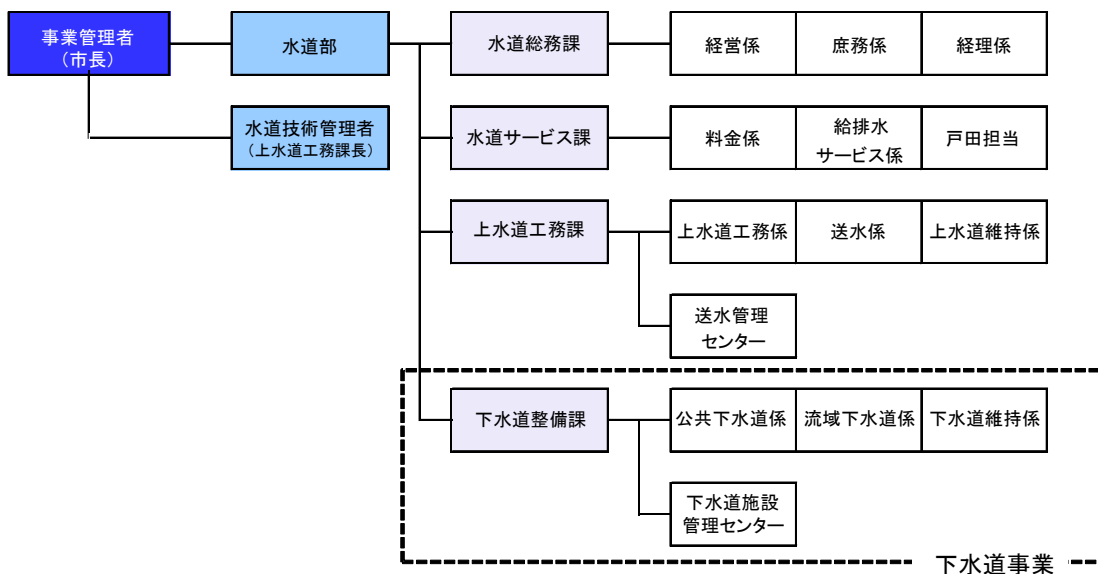
(5) 組織

本市の水道事業は水道部内の3課で所管しています。上水道工務課は主に水質の管理をはじめ、施設の維持、管理など水道水の供給業務を担っています。

水道総務課及び水道サービス課は、事業経営や料金徴収などの業務を行っており、上下水道の両事業を一体的に管理することで効率的な経営体制としています。

なお、上水道工務課が所管する出先機関として送水管理センターがあります。

■水道部組織図



令和7年4月時点で、水道部の水道事業の職員数は66人（事務職18人、技術職21人（土木14人、機械4人、電気3人）、水道技師2人、配管技能士4人、会計年度任用職員21人）となっています。水道事業を維持していく上では、漏水事故や災害等の緊急対応に必要な一定の職員数を確保するとともに、新たな人材の育成が課題となります。

今後も水道事業を維持していくため継続して人材育成に取り組めます。

第2章 水道事業の現状と課題

令和7年4月時点で、水道事業会計から人件費を支弁している職員数は66人です。

(単位：人)

			水道 総務課	水道 サービス課	上水道 工務課	送水 管理センター	合計
行 政	事務職	部長	1				1
		課長			1		1
		課長補佐		1			1
		所長				1	1
		係長・主査		2	1		3
		主任		1	3		4
		副主任		1			1
		主事		3	2		5
		事務員			1		1
		小計	1	8	8		1
職	技術職	課長			1		1
		課長補佐			1		1
		上席主査			1		1
		係長・主査			4		4
		主任			6	1	7
		副主任			1		1
		技師			6		6
		小計				20	1
水道技師				1	1		2
配管技能士				3	1		4
小計				4	2		6
会計年度任用職員			1	15	3	2	21
合計		1	9	27	25	4	66

- ・上記のうち、事務職1人及び現業職2人は再任用職員
- ・部長級の人件費は上下水道事業の両会計にて折半

2 水道施設の見通し

本市の水道事業は、産業発展や市街化などに対応して、随時拡張事業を実施しました。これにより、給水普及率は99.7%となっており、今後新たな拡張整備の予定はありません。

一方、今後の水道施設の更新については、災害や事故時においても一定の配水量を確保しつつ、人口減少等による水需要の減少傾向を踏まえ、適正な施設規模となるよう更新を進めることが重要です。

3 耐震化の見通し

地震対策は、これまで基幹となる導水管・送水管・配水管の布設替えや、主要配水池の耐震補強及び緊急遮断弁の設置、隣接市町（三島市及び長泉町）との災害時緊急連絡管設置等の整備を実施しました。

また、経営戦略と同時に策定した水道事業アセットマネジメント計画に基づき整備を進めていくほか、上下水道一体による重要な管路や配水池の耐震化などを計画的に進め、有事の際の減災や早期復旧と水の確保に努めます。

4 漏水対策

本市の漏水対応は、市が管理する導水管・送水管・配水管のほか、個人の給水管については路上から量水器までの区間の対応を行っています。

漏水対応件数

	合計		
	うち給水管	うち配水管等	
令和5年度	127件	73件	200件
令和6年度	154件	67件	221件

漏水対応件数は増加傾向にあり、老朽管は年数の経過とともに増加するため、継続して対応を進めていく必要があります。

本市では老朽管に対する漏水調査を継続実施しており、市全域を3年で調査するサイクルで進め、漏水の早期発見と修繕を実施しています。

漏水の主な原因である経年化した給水管に対しては、配水管更新工事の際に取り替えを行っています。

なお、漏水対策は有収水量の増加対策に結び付くと考えられるため実施しており、本市の有収率は85～87%で推移しています。今後も漏水対策と有収水量の推移を検証しながら取組を進めていきます。

5 広報啓発活動

本市では、毎年6月1日から6月7日まで実施される「水道週間」において、市民への啓発活動として、本市水道の最大の水源地である泉水源地の一般開放を実施しています。

また、安全でおいしい沼津の水をアピールするためにペットボトル飲料水の製造を行い、各種イベントでの配布やふるさと納税の返礼品として活用し、市内外へのシティプロモーションを行っています。

このほか、年1回「上下水道だより」を発行して水道事業の広報に努めるとともに、水道部ホームページのリニューアルや沼津市を舞台としたアニメ「ラブライブ！サンシャイン!!」と水道部がコラボしたオリジナルマイボトルの製造・販売を行うなど、様々な形で沼津の水道水をPRしています。

6 市民参画

平成26年7月に、水道事業及び下水道事業の計画的な事業推進及び健全な経営について、市長の諮問に応じて審議するため、沼津市水道事業及び下水道事業経営審議会条例を制定し、審議会を常設化しました。

審議会は、学識経験者、農業・漁業・工業等の各業界の代表、自治会連合会、消費者協会、公募市民などで構成され、上下水道の計画策定に関することや、料金・使用料が適正であるかなどの審議を行っています。

7 これまでの経営健全化の取組

① 組織及び人員配置の見直し

本市では、平成14年度に下水道部を廃止して水道部に統合し、平成21年度には、水道部の新庁舎完成の際に、上・下水道の両事業で分かれていた経理部門を統合したほか、市民に接する料金収納・計量及び給排水サービスを円滑に実施するため、上・下水道の給排水部門も統合しました。

平成25年度には、経理部門である水道経理課を水道総務課に統合するなど、上・下水道の両事業とともに、組織のコンパクト化・スリム化を図りました。

また、組織見直しと併せて人員配置の見直しを行っており、沼津市全体の定員管理の中で人員配置の適正化を進めています。

② 民間活力の活用

本市では、これまで施設の維持管理業務の民間委託の拡大などにより、経費節減に努めてきました。今後は、市が継続して実施すべき業務と、民間に委託すべき業務を見極め、職員の技能の維持及び継承を図りながら、業務の効率化が可能な範囲とその効果を検討し、民間活力の活用を推進していきます。

また、PFI方式などによる民間の資金やノウハウの活用については、安全・安心な水道水の確保、危機管理体制の維持、適正な人員配置及びコスト削減効果等を考慮した上で、先進事例などの調査・研究を行っていきます。

③ 企業債の繰上償還

過去に高利率で借り入れた企業債については、国の公債費負担対策を活用し、平成19年度から25年度にかけて、金利5～7%の企業債を対象に高金利企業債の繰上償還を行い、負担の軽減を図りました。

繰上償還については、国が認める臨時的な特例措置であるため、今後、特例措置が行われる場合には積極的に制度を利用し、公債費負担の軽減を図ります。

④ 未利用資産の売却

水道事業会計で所有している土地などの不動産のうち、何らかの理由で使用や稼働を休止させている資産や、更なる有効活用が見込まれる資産については利用状況や今後の活用方法を調査し、可能であれば売却するなど収益の増加に努めていきます。

■使用済水量水器の売却

使用期限切れ等により回収した使用済の量水器は、過去に廃棄処分していましたが、リサイクル機運の高まりや資源価格の上昇によるコスト回収が可能なことから、平成27年度から毎年度売却を行っています。

令和6年度は14,146個（重量約18t）を売却し、売却益は約1,700万円（税抜）となっており、今後も継続して取り組んでいきます。

■その他不用資産売却

平成24年度には登録後10年以上使用した大型ダンプ（車両）をネットオークションに出品し売却しました。また、水道事業で発生した鉄くずや、経年劣化して不用となった資機材の売却などを随時行っています。

今後も不用資産が発生する場合は機会を捉えて処分を行い、収入の増加に努めます。

⑤ 現金預金の運用

水道事業会計の現金預金については、事業運営における資金状況を注視しながら、大口定期預金への預け入れを行うなど安全性を確保しつつ運用に取り組んでいます。

今後も安全性の確保を前提に、預金等の運用を検討していきます。

⑥ 電気コストの削減

配水池への送水の際に安価な夜間電力を利用するなど施設の運用面における工夫を行っているほか、電力使用量削減の一環として、令和7年度に水道部庁舎照明のLED化を行いました。今後も電力使用量の削減に努めながら、電気料金の削減を目指します。

⑦ マイボトルの製造、販売

水道水の飲用促進のPR事業の一環として、アニメ「ラブライブ！サンシャイン!!」と水道部とのコラボマイボトルの製造・販売を行い、給水以外での収入増加を図っています。

8 経営の健全性・効率性

全国の水道事業及び下水道事業を運営する自治体は、経営の現状や課題を的確に把握することを目的に、総務省自治財政局からの通知に基づき、経営や施設の状況を表す経営指標を活用し、経年比較や事業規模等が似ている自治体との比較を行いながら、経営比較分析表を作成し公表しています。

以下において、現在公表されている令和5年度の経営状況に関する水道事業の経営比較分析表（沼津市の令和6年度実績を追加）に基づき、本市の経営状況について説明します。

本市の水道事業の経営状況は、経常収支比率が継続的に100%を超えて黒字を確保するとともに、累積欠損金比率が0%を維持して累積の赤字分がないなど、健全経営を確保しています。

これは、本市が泉水源地などの良質で豊富な水資源を有しており、川やダム等から取水する場合に必要な浄水処理を行うことなく、各家庭などに水道水を供給できているためです。これにより、水道水1m³あたりにどの程度費用がかかるかを表す給水原価が、全国平均や類似団体平均と比較しても低く、水道水の供給にかかる費用が抑えられています。

また、料金回収率については、全国平均などと比較して高く、安定した経営状態を維持しています。

一方、施設利用率については、現在は全国平均などと比較して高く効率の良い施設運営ができていますが、人口減少や節水機器の普及などによる配水量の減少傾向が今後も継続していくものと想定されることから、施設の統廃合やダウンサイジングを検討するなど、効率的な施設形態となるよう整備を進めていく必要があります。

施設の老朽化については、1年間の管路更新の進捗を示す管路更新率が、全国平均等と比較して高く、着実に更新を進めているところです。一方、昭和22年の水道創設事業認可から約80年を経過していることから、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を示す管路経年化率については、本市は全国平均等と比較しても高い状況にあります。今後もアセットマネジメント計画などに基づき、管路の長寿命化や更新を計画的に進めていきます。

第2章 水道事業の現状と課題

※経営比較分析表における類似団体とは、末端給水事業における現在給水人口規模が15万人以上30万人未満の団体であり、全国で72団体あります。

例：茨城県日立市、神奈川県小田原市、福井県福井市、静岡県富士市・磐田市、愛知県豊川市、兵庫県加古川市、広島県呉市 など

※各指標の算出方法

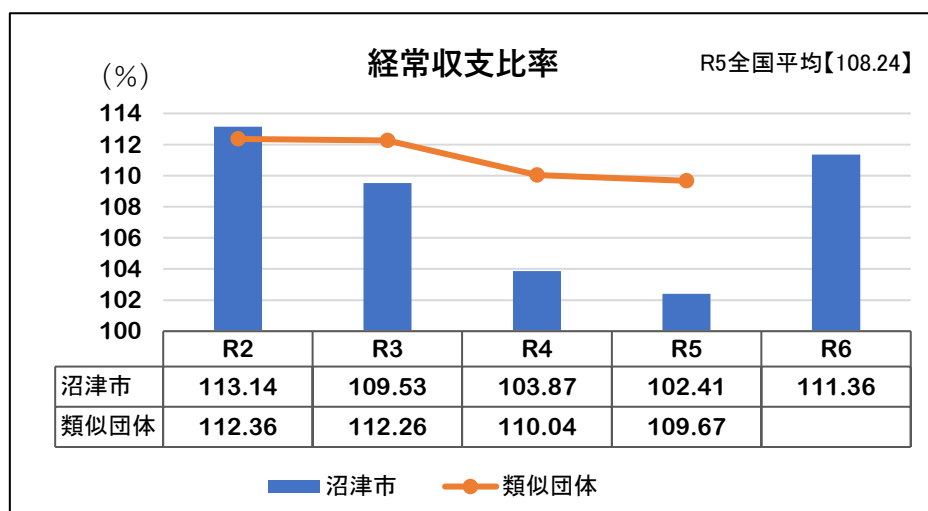
区分	指標	算出式
1. 経営の健全性・効率性	1 経常収支比率(%)	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$
	2 累積欠損金比率(%)	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$
	3 流動比率(%)	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
	4 企業債残高対給水収益比率(%)	$\frac{\text{企業債現在高}}{\text{給水収益}} \times 100$
	5 料金回収率(%)	$\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$
	6 給水原価(円)	$\frac{\text{費用合計}-\text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$
	7 施設利用率(%)	$\frac{\text{一日平均処理水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$
	8 有収率(%)	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$
2. 老朽化の状況	1 有形固定資産減価償却率(%)	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$
	2 管路経年化率(%)	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$
	3 管路更新率(%)	$\frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$

第2章 水道事業の現状と課題

① 経常収支比率

当該年度における給水収益や一般会計からの繰入金等の収益に対して、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標で、100%以上であれば単年度の経常的な収支において黒字であることを示しています。

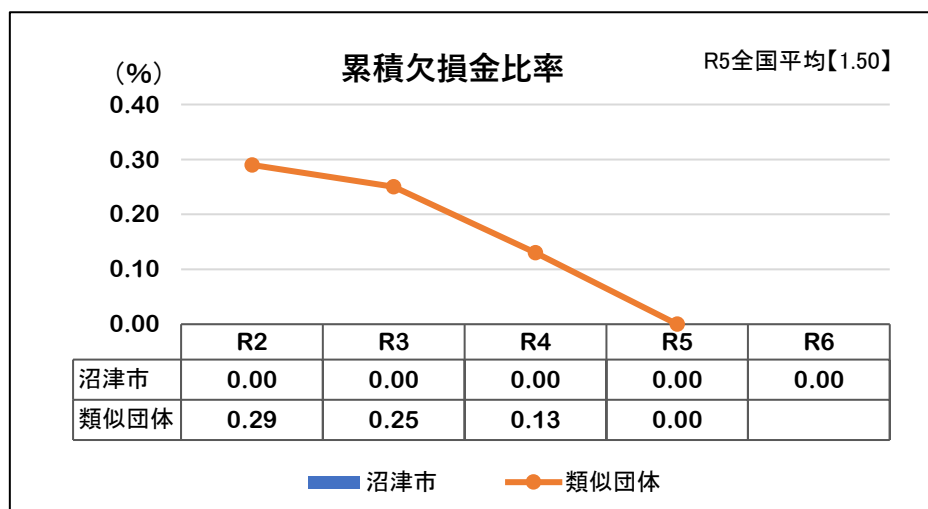
令和5年度は全国平均、類似団体平均をいずれも下回っていましたが、令和6年度に料金改定を実施したことで111.36%となりました。



② 累積欠損金比率

営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表し、0%はその時点で累積欠損金が発生していないことを示しています。

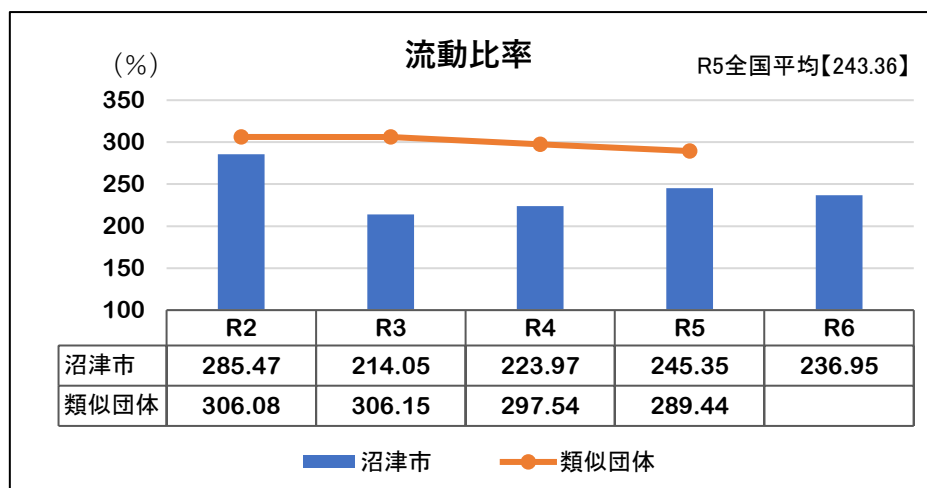
本市は、料金改定前の令和5年度以前も含めて0%となっています。



③ 流動比率

1年以内に支払うべき短期的な債務に対して支払うことができる現金等がどの程度あるかを示すもので、100%以上であることが求められます。

本市の令和6年度の数值は236.95%で100%を超えており、短期的な債務に対応できていますが、令和5年度の全国平均243.36%、類似団体平均289.44%に比べ低い状況となっています。今後も料金等の現金収入の確保に努める必要があります。

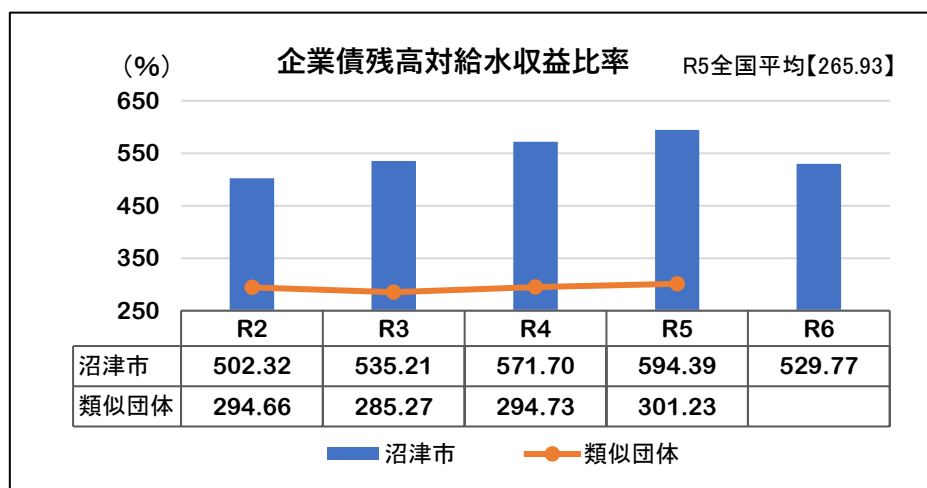


④ 企業債残高対給水収益比率

給水収益に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を示しています。

本市の令和6年度の数值は529.77%となっており、令和5年度における全国平均265.93%、類似団体平均301.23%に比べ高くなっています。

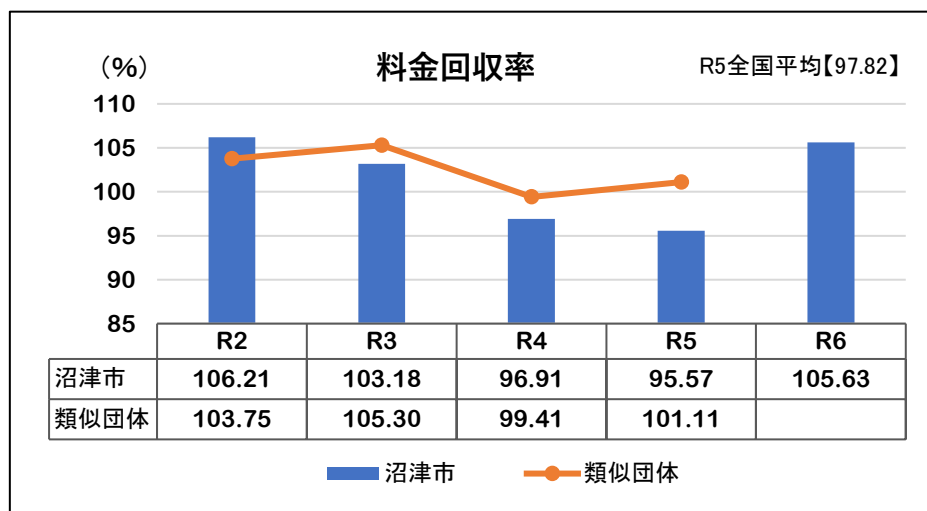
これまで水道インフラは将来世代にわたり長期的に使用されることから、企業債によりコストを平準化しながら整備を進めてきました。今後も水道施設の耐震化や更新を行っていく上で、自主財源と企業債などの財源のバランスを考慮しながら、整備を進めていくことが必要です。



⑤ 料金回収率

給水原価に対する供給単価の割合を表した指標で、回収率が高いほど料金の収益性が高く、100%を下回っている場合は、給水にかかる費用を給水収益以外で賄っていることを示しています。

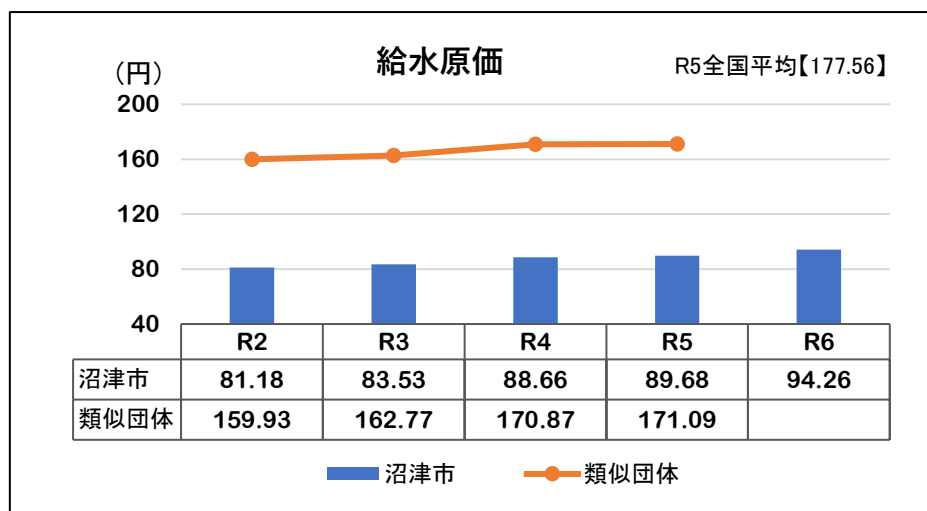
令和4年度以降100%を下回る状況となっていました。令和6年度の料金改定により105.63%となり、現状では適切な料金収入を確保しています。



⑥ 給水原価

有収水量1m³あたりどのくらいの費用がかかっているかを示すもの(年間の水道水を供給するために要した費用を有収水量で割った、1m³あたりの製造単価)です。

本市は良質で豊富な水資源を有していることを背景に、全国平均、類似団体平均に比べて安価となっています。



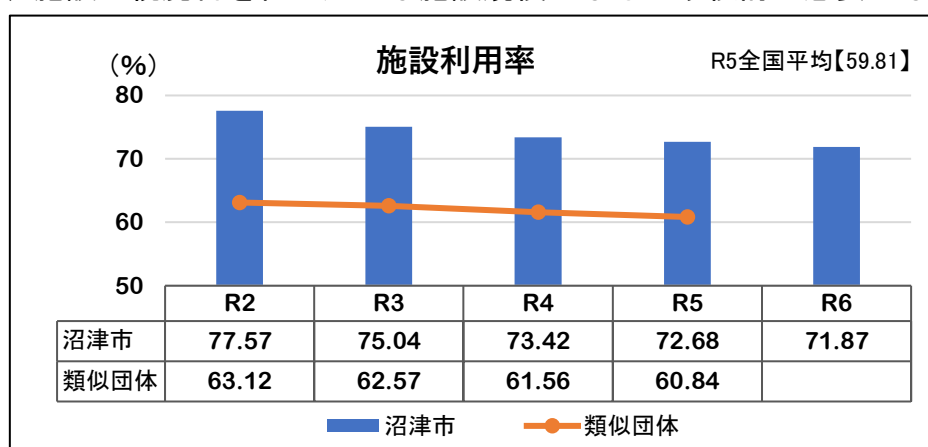
第2章 水道事業の現状と課題

⑦ 施設利用率

一日の配水能力に対する一日平均配水量の割合を示しており、施設の効率的な利用状況や適正規模を判断する指標で、本市は令和6年度71.87%となっており、令和5年度の全国平均59.81%、類似団体平均60.84%に比べ高くなっています。

本市では、昭和25年から人口増加等に伴う水需要に対応するため施設整備を進めてきましたが、近年は少子高齢化による人口減少等により水需要が減少傾向となっていることから、施設利用率も今後低下する見込みとなっています。

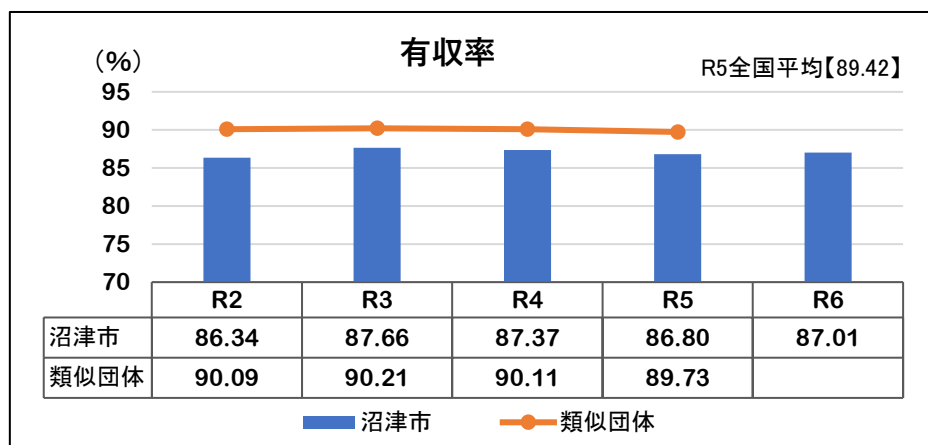
今後の施設更新に当たり、災害や事故時にも対応できる一定の余裕を確保しつつ、施設の統廃合を含め適正な施設規模となるよう検討が必要となります。



⑧ 有収率

年間総有収水量を総配水量で割ったもので、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標です。100%に近いほど、施設の稼働状況が収益に反映されていることを示しています。

本市は過去5年間で平均87%程度となっており、全国平均や類似団体平均に比べ低くなっていることから、効率的な稼働に向けて、引き続き漏水対策等に取り組んでいきます。

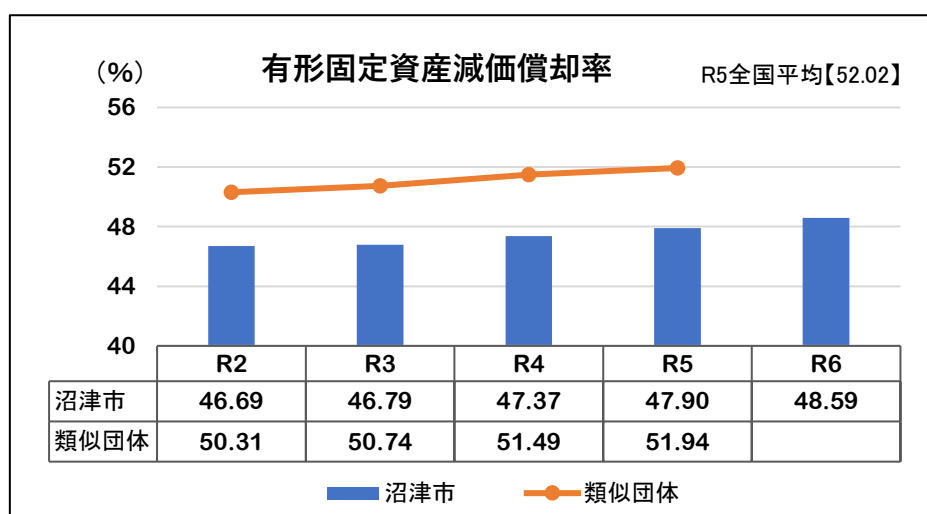


⑨ 有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示しています。数値が高いほど法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来的に施設の改築等が必要になります。

本市は令和6年度に48.59%となっており、令和5年度の全国平均52.02%、類似団体平均51.94%に比べ低くなっています。

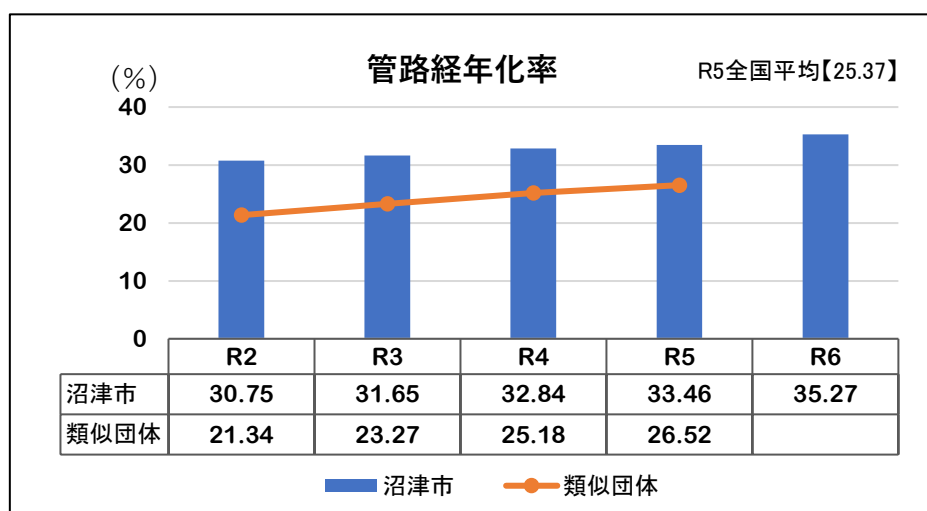
今後もアセットマネジメント手法などにより、施設の長寿命化や更新に取り組んでいきます。



⑩ 管路経年化率

法定耐用年数を超えた管路延長の割合を示した指標です。

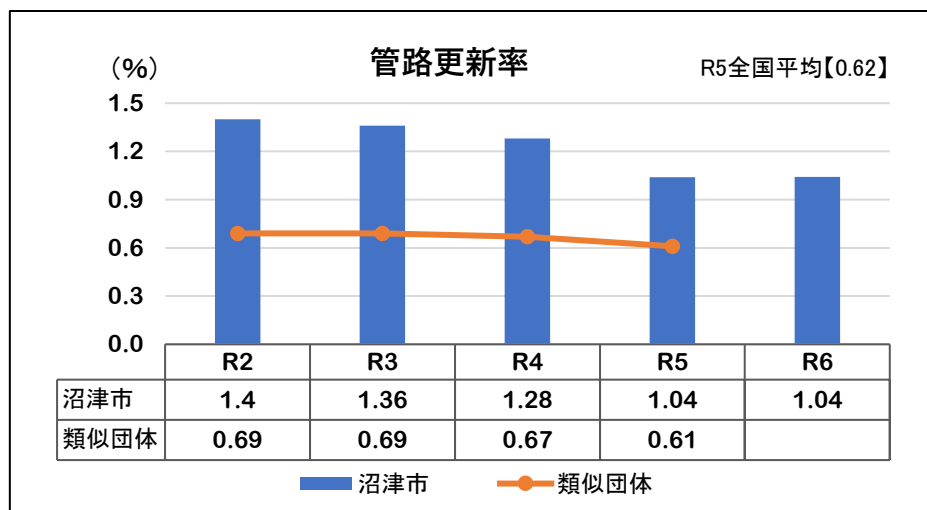
明確な数値基準はありませんが、本市は令和6年度に35.27%となっており、令和5年度の全国平均25.37%、類似団体平均26.52%に比べて高く、年々上昇傾向にあることから、管路更新を計画的に進める必要があります。



⑪ 管路更新率

この1年で更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を示します。一般的に高い方が望ましいとされています。

本市は令和6年度に1.04%となっており、令和5年度の全国平均0.62%、類似団体平均0.61%に比べて高く、老朽化した管路の更新に努めています。今後も計画的に管路更新に取り組んでいきます。

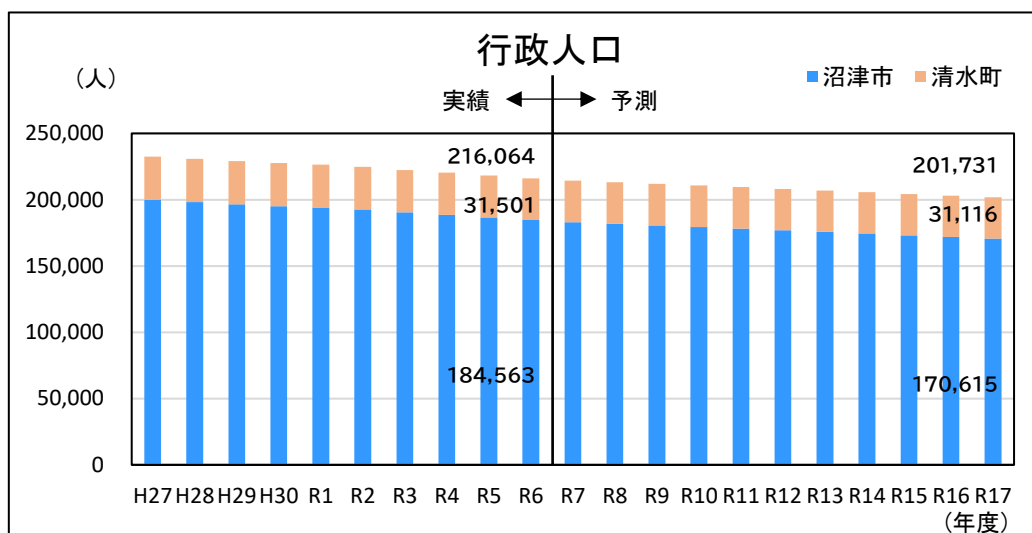


第3章 水需要の見通し

1 給水人口の見通し

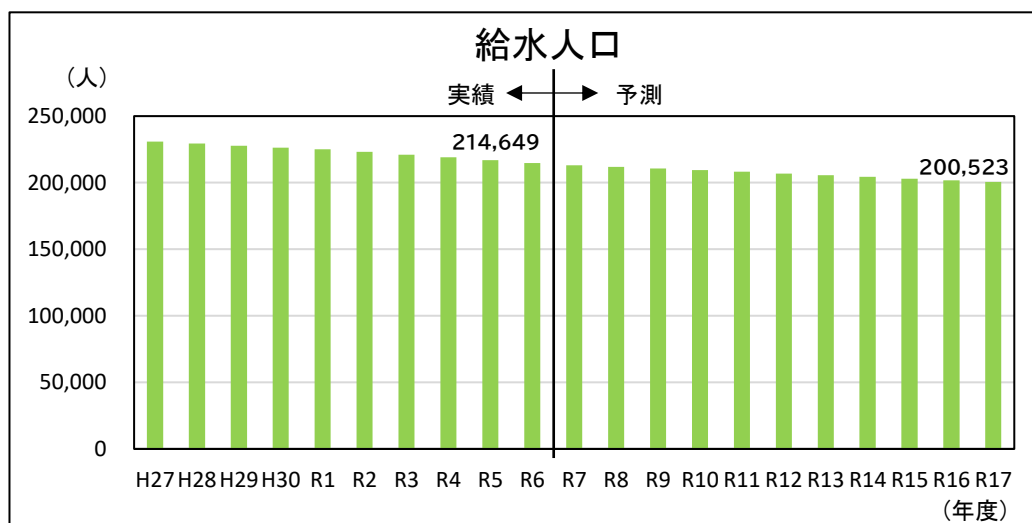
■ 行政人口

投資・財政計画の基礎数値となる行政人口の推移については、令和6年度末の実績値を基に、沼津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、第2期清水町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略を用いて算定しています。これにより、本市が水道水を供給している沼津市及び清水町の行政人口は、令和6年度末では216,064人ですが、令和17年度末には201,731人となる見込みです。



■ 給水人口

給水人口も行政人口と同様に、今後も減少傾向が続くと見込まれます。



2 有収水量の見通し

■ 有収水量等の推移

年間の有収水量では、令和元年度の2,836万3千 m^3 に対し、令和6年度は6.5%減少し2,652万5千 m^3 となっています。これは、同期間の給水人口の4.6%減を上回る減少率となっています。

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
有収水量(千 m^3)	28,363	28,409	27,905	27,211	26,763	26,525
減少率(%) (対前年)	△1.8	△0.2	△1.8	△2.5	△1.6	△0.9
					R1→R6	△6.5

■ 使用水量段階別使用状況 年度比較

使用水量の段階別使用状況で令和元年度と令和6年度を比較すると、20 m^3 以下の割合は、件数では35.6%から38.3%へ2.7ポイント増、水量では7.3%から8.6%へ1.3ポイント増となっています。

一方で、101 m^3 以上の割合は、件数では3.9%から3.2%へ0.7ポイント減、水量では29.9%から27.6%へ2.3ポイント減となっています。

このように、使用水量段階別の推移では、多量使用者の割合が減少し、少量使用者の割合が増加する傾向にあります。

使用水量段階 (2か月当たり)	構成比率			
	R1		R6	
	件数	水量	件数	水量
20 m^3 以下	35.6%	7.3%	38.3%	8.6%
21 m^3 以上 100 m^3 以下	60.5%	62.8%	58.5%	63.8%
101 m^3 以上	3.9%	29.9%	3.2%	27.6%

■ 業種区分別使用状況 年度比較

業種区分	伸び率 (R1→R6)		
	件数	水量	1件当たり水量
一般家庭	1.024	0.956	0.934
建設業	0.952	0.813	0.854
製造業	0.958	0.836	0.872
卸小売業	0.918	0.815	0.872
サービス業	0.980	0.920	0.937
公共	1.030	0.919	0.892
全体	1.017	0.933	0.919

業種区分別の使用状況について、令和元年度から令和6年度への伸び率は表のとおりです。

件数は、全体で1.7%増加し、一般家庭や公共では増加しているものの、建設業で4.8%減、製造業で4.2%減、卸小売業では8.2%減となるなど大きく減少しています。

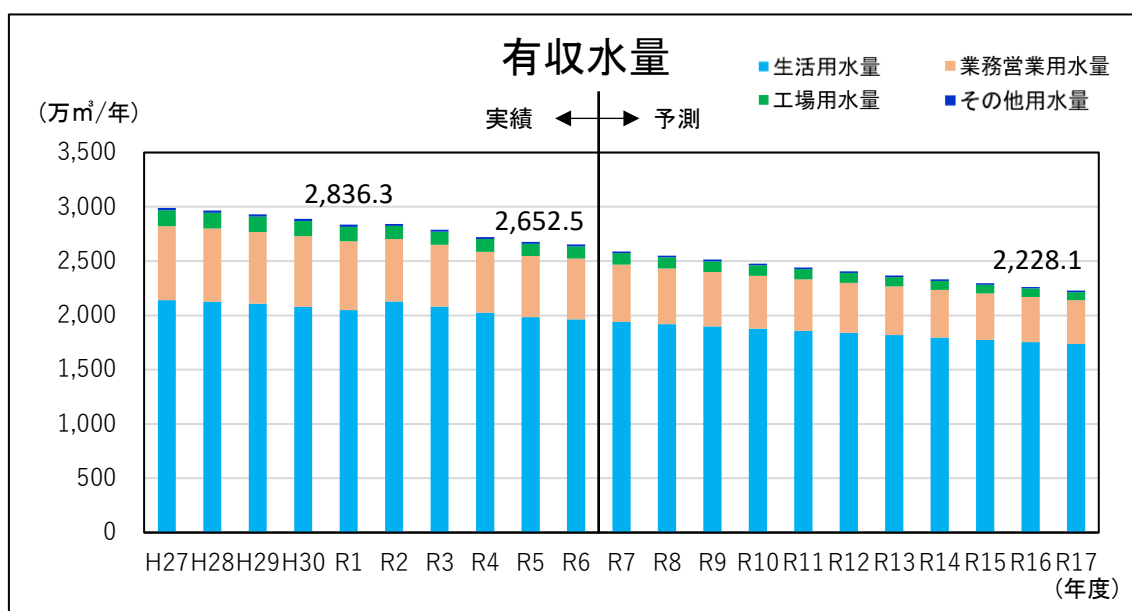
水量では、全体で6.7%減となり、大きく減少しています。業種区分別では、一般家庭は4.4%減で、全体の6.7%減より減少率は小さかったものの、建設業で18.7%減、製造業で16.4%減、卸小売業で18.5%減となり、件数の減少率に対して大幅な減少となっています。

これは、1件当たり水量において、全体の8.1%減に対して、業種区分別では建設業が14.6%減、製造業が12.8%減、卸小売業が12.8%減と減少幅が大きかったことから、件数の減少率以上に水量が減少したものです。

■ 今後の見通し

今後の有収水量については、生活用水量、業務営業用水量、工場用水量、その他用水量の用途別に今後の見通しを算定しています。

その結果、今後の有収水量は令和6年度末では約2,652万5千 m^3 /年となり、今後も減少傾向で推移し、令和17年度末には約2,228万1千 m^3 /年と、令和6年度に比べ16.0%減となる見込みです。



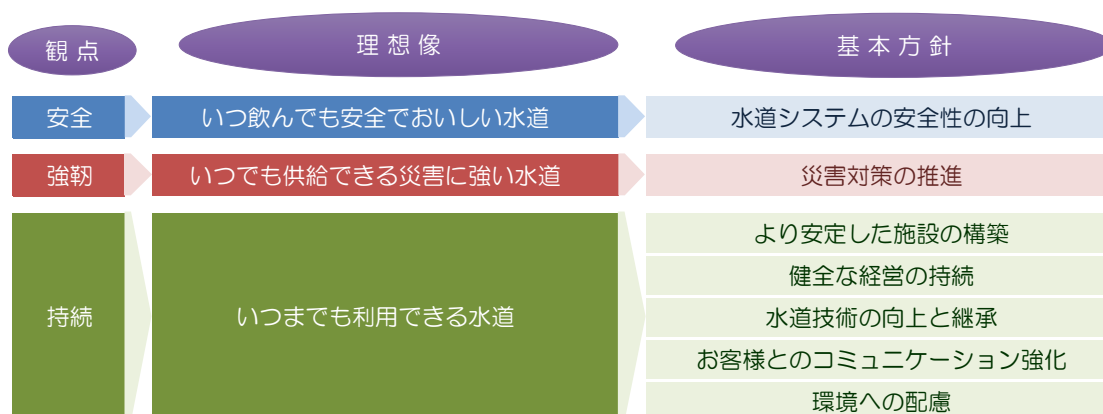
第4章 経営の基本方針

1 沼津市水道事業ビジョンと経営戦略

本市の水道事業では、「富士山の清水を享受し、守り育む沼津の水道」の基本理念のもと、平成27年度に沼津市水道事業ビジョンを策定し、令和7年度に改定しました。この基本理念を実現するために、3つの理想像と7つの基本方針を定め、それを達成するための50の実現方策を設定しています。

本経営戦略は、地方公営企業として運営する水道サービスを将来にわたって継続していくために、アセットマネジメントから導かれる投資と財源の均衡を持続させることを目指します。

これにより、沼津市水道事業ビジョンの基本方針に位置付けた実現方策の達成をより確かなものにしていきます。



2 経営戦略の方向性

経営戦略では、水道事業ビジョンの「第4章 基本理念及び理想像」を継承し、令和12年度までに取り組む「第5章 実現方策」の達成を図ります。

基本方針1 水道システムの安全性の向上

(1) 水源の保全

○水源の取水能力の維持

《井戸内部の調査・清掃：実施 令和6年度実施》

○自然環境の保全

《環境保全活動への参加・協力：参加・協力》

(2) 水質管理の徹底

○水質監視の継続

《水質の監視：実施》

○沼津市水安全計画の適正な運用

《「水安全計画」の見直し：適宜見直し》

《「水安全計画」の周知徹底：実施》

○水源地環境の監視

《水源地環境の監視：実施》

(3) 配水圧の適正化

○低水圧地域の解消

《仕切弁による調整・水圧の把握：検討・実施》

○管路の整備

《補完管路整備計画の立案・実施：整備検討》

(4) 給水水質の向上

○適切な給水装置工事の指導

《給水装置設計施工指針の見直し：実施》

○受水槽施設の適正な管理

《受水槽所有者への維持管理の周知：実施》

○鉛製給水管の削減

《鉛製給水管の削減：目標 令和12年度 90件/年 令和6年度 157件/年》

基本方針2 災害対策の推進

(1) 施設の耐震化

○浄水施設の耐震化

《浄水施設耐震率：目標 令和12年度 32.7% 令和6年度 30.4%》

○配水池の耐震化

《配水池耐震施設率：目標 令和12年度 94.5% 令和6年度 85.9%》

○管路の耐震化

《管路の耐震化率：目標 令和12年度 46.3% 令和6年度 42.8%》

《基幹管路の耐震化率：目標 令和12年度 52.0% 令和6年度 45.0%》

《耐震化優先管路の耐震化率：目標 令和12年度 39.3% 令和6年度 33.3%》

○上下水道耐震化計画に基づく水道施設の耐震化

《耐震管路で接続された重要給水施設数：目標 令和12年度 5施設》

(2) 冗長性を備えた水道施設の構築

○水道施設の冗長性確保

《冗長性確保のための施設構築検討：検討》

(3) 応急給水・応急復旧体制の強化

○お客様や水道関係者との防災訓練の実施

《沼津市や県が実施する防災訓練への参加：年2回参加》

《水道部全体での防災訓練の実施(水道事業関係者との防災訓練を含む)
：年1回実施》

○災害対策本部との連絡体制強化

《災害対策本部との連絡体制強化：実施》

○災害時における情報発信体制の強化とより効果的な情報提供 方法の検討

《災害時の情報提供方法の見直し：実施》

基本方針3 より安定した施設の構築

(1) 施設の更新

○効率的な施設形態の構築（統廃合やダウンサイジング）

《施設の統廃合及びダウンサイジング：随時実施》

○配水池や各種設備機器の更新

《経年化設備率※：目標 令和12年度 4.9% 令和6年度 5.0%》

○管路の更新

《経年化管路率※：目標 令和12年度 19.7% 令和6年度 20.3%》

《管路の更新率：目標 令和12年度 1.00% 令和6年度 1.01%》

《管路の更新延長：目標 令和12年度 10.8km 令和6年度 11.0km》

《効率良い更新計画の情報収集・検討：検討》

※想定耐用年数に基づく経年化率

(2) 施設の運転及び維持管理

○運転管理技術の継承

《運転操作マニュアルの作成・見直し：必要に応じて見直し》

○監視制御設備の充実

《監視制御設備の充実：必要に応じて実施》

○管路の調査と補修の継続

《管路の調査と補修：3年に1回程度実施》

基本方針4 健全な経営の持続

(1) 経営計画等の見直し

○経営計画の見直し

《経営計画の見直し：毎年実施》

○水道料金の見直し

《水道料金の見直し：定期的に検証》

(2) 業務の効率化

○民間委託の内容検討と実施

《民間委託の検討と実施：必要に応じて実施》

○先端技術の導入による業務効率化

《先端技術の導入による業務効率化の研究：実施》

○組織体制の見直し

《組織体制の見直し：必要に応じて実施》

《水道事業の広域化：検討》

(3) 専用水道の統合検討

○専用水道の統合検討

《専用水道の統合検討・実施：検討・実施》

基本方針5 水道技術の向上と継承

(1) 技術力の向上と継承

○外部研修への参加による技術の向上

○○JT（業務実施研修）及び内部研修による技術の継承

○職員相互の技術情報の共有化

《外部研修時間：目標 令和12年度 10.0時間 令和6年度 9.9時間》

《内部研修時間：目標 令和12年度 8.0時間 令和6年度 7.1時間》

基本方針6 お客様とのコミュニケーション強化

(1) お客様サービスの向上

○窓口対応の向上

《内部・外部研修の実施：実施》

○お客様の利便性を高める取組の実施

《新たな支払方法の検討・実施：実施》

《スマートメーターなど先端技術の活用について検討・実施：検討・実施》

(2) お客様の意見を取り入れる仕組みの拡充

○お客様のニーズ把握

《イベント等においてアンケートによるニーズ把握：2回/年》

《アンケートに基づいたサービスの向上等への取組の実施：検討》

(3) 広報の充実

○水道事業のPR

《水道部職員のイベントへの参加：随時実施》

《ホームページ等を活用した広報の充実：随時実施》

基本方針7 環境への配慮

(1) 環境に配慮した取組

○電力消費量の低減

《配水量1m³当たり電力消費量(kWh/m³)：目標 令和12年度0.330

令和6年度0.331》

○再生可能エネルギーの検討

《再生可能エネルギーの情報収集・研究及び導入検討：実施》

○建設副産物の再資源化と活用

《建設副産物のリサイクル率：目標 令和12年度72.0% 令和6年度71.8%》

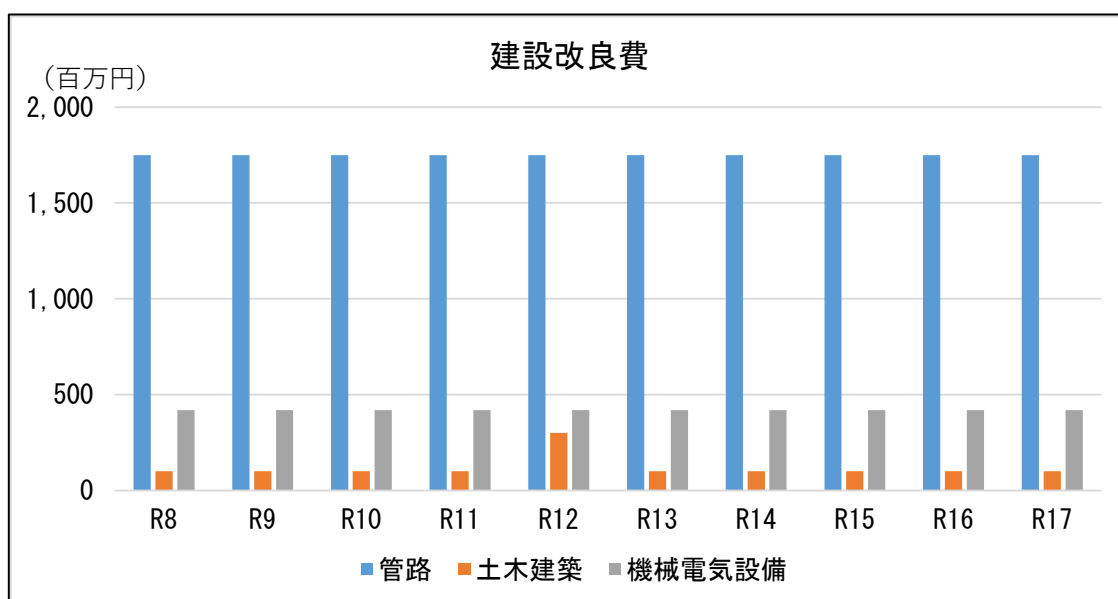
第5章 投資・財政計画

1 投資計画

本市の給水普及率は99.7%となっており、今後、新たな拡張整備の予定はありません。しかし、昭和25年に泉水源地から送水を開始して以来約80年が経過し、管路や施設の老朽化が徐々に進んでいることから、計画的な施設更新を進めるとともに、自然災害等に対する備えとして耐震化の整備も進めていかなければなりません。

アセットマネジメントでは、法定耐用年数を過ぎた経年資産は、構造物及び設備で全体の38.2%、管路で35.3%となっています。また、実使用年数などを踏まえ、法定耐用年数の概ね1.5倍を実際の使用可能年数として想定耐用年数を設定した場合、今後必要となる更新需要は、構造物及び設備で約9.5億円/年、管路で約42億円/年と推計されています。

しかしながら、これらの事業費は非常に大きく、現在の本市水道事業の財政状況では、資産が想定耐用年数を迎えるごとに更新していくことは困難です。このため、財政状況等を踏まえ、浄水処理設備や導水管、送水管、基幹管路など、水道事業の運営に重要な資産から優先的に更新し、それ以外の資産については長寿命化等により耐用年数を伸ばしながら運用し、事業費の平準化を図ります。



① 水道施設の更新

施設の更新は、その重要度や設置年度、稼働状態、使用材質や施設の不具合発生頻度などを踏まえ、事業計画に基づき進めています。

令和6年3月末現在の管路の現状は、想定耐用年数を超えた管路は全体の20.3%となっています。設備機器の現状は、設備機器数648設備のうち法定耐用年数を経過した設備は33設備で、経年化率5.0%（健全化率95.0%）となっています。

今後は、設備機器については、その重要度や設置年度、稼働状態、点検結果などを踏まえ、受変電設備やポンプ設備などの更新を行い、管路については、上下水道耐震化計画や鑄鉄管更新計画に基づき、災害時の重要給水施設に接続する管路や漏水の多い鑄鉄管の更新を優先して進め、ビジョンの目標値である、法定耐用年数超過設備率4.9%、経年化管路率（想定耐用年数に基づく）19.7%を保つことを目指して更新を行っていきます。

令和8～17年度の事業費としては229億円（管路175億円、水源施設54億円）を見込んでいます。

② 水道施設の耐震化

水道施設の地震対策は、これまで基幹管路となる導水管・送水管・配水管の布設替えや、主要配水池への緊急遮断弁の設置、隣接市町（三島市及び長泉町）との災害時緊急連絡管設置等の事業を実施してきました。能登半島地震や全国各地で発生している老朽管の破損事故等を受け、作成した上下水道耐震化計画や鑄鉄管更新計画に基づき、管路の耐震化を計画的に進めるとともに、これまで実施してきた配水池等構造物の耐震化も継続して進めます。

令和7年3月末現在の配水池耐震化率は85.9%となっています。今後は、小規模な配水池の耐震化を進めることで、ビジョンの目標値である令和12年度の耐震化率94.4%の達成を目指します。

2 財政計画

本市の水道事業会計は、令和6年度に料金改定を実施したことなどにより経常収支比率が100%を超えて黒字を確保し、累積欠損金(過去の累積赤字)も発生していないことから、健全な経営状況を維持しています。

しかし、今後においては人口減少等に伴い料金収入が減少する一方、物価高や人件費の高騰などにより費用が増加することが見込まれます。

また、水道施設の老朽化に伴う施設更新需要の増加に加え、能登半島地震を契機として上下水道一体での耐震化を推進するなど、災害に強い施設整備も求められています。

公営企業会計では、投資(資本的支出)に必要な補てん財源を枯渇させないこと、そして欠損金を過度に累積しないことが重要です。そのためには、料金収入で給水費用を賄えていることを示す料金回収率が100%を下回らないよう、経営を維持することが求められます。

そこで、将来にわたり水道事業を安定的に継続して運営するため、下記の収入確保策を踏まえ、収支バランスの取れた投資・財政計画を策定する必要があります。

① 料金収入

料金収入の予測は、過年度の減少率、令和7年度決算見込みなどを考慮しながら算出しています。

今後の景気動向などの不安定要素はありますが、人口減少等による使用水量の減少傾向を踏まえ、計画期間中の料金収入を約27~31億円/年と見込んでいます。

② 国庫補助金

国庫補助金(防災・安全交付金)は、国土交通省の基準に基づき補助対象事業費の1/4で算定し、約5,600~1億500万円/年を見込んでいます。

③ 一般会計繰入金

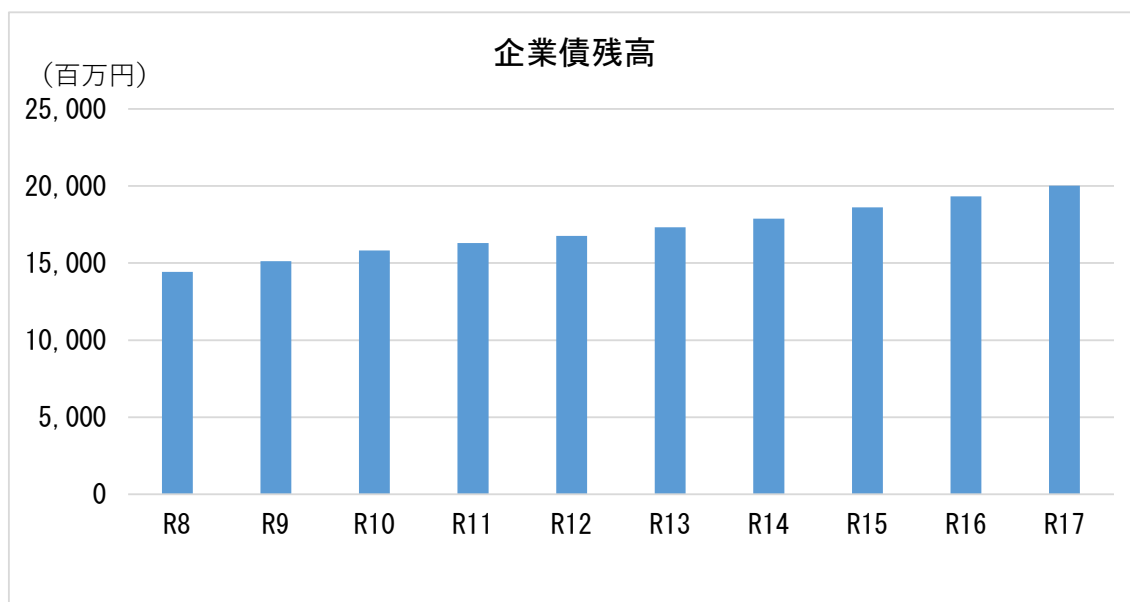
一般会計からの繰入金については、毎年度総務省から発出される「地方公営企業繰出金について」に定める繰出基準に基づいて算定した後に、一般会計と協議の上、決定しています。

投資・財政計画においては、水道事業職員の児童手当等、過去の繰入額の推移を踏まえて計上しています。

④ 企業債

水道事業を運営していく上では、耐用年数を過ぎた施設や、上下水道一体による耐震化に伴う更新需要が大きく、投資負担の平準化と世代間負担の公平性を確保する必要があります。

このため、企業債の発行による事業実施が必要不可欠となっており、国庫補助金等で賄えない事業費については、内部留保資金残高や企業債残高対給水収益比率などの指標を踏まえ、必要な額を企業債により補てんすることとし、10～14億円／年を見込んでいます。



第5章 投資・財政計画

投資・財政計画の前提条件は以下のとおり

収益的収支	収益的収入	営業収益 料金収入	過年度の減少率、令和7年度決算見込み等を基に算定
		営業収益 料金収入以外	受託工事収益、その他営業収益のR4～R7の実績(R7は決算見込み)を踏まえ算定
		営業外収益 長期前受金戻入以外	R4～R7の実績(R7は決算見込み)を踏まえ算定
		営業外収益 長期前受金戻入	過年度の国庫補助金・県費補助金・工事負担金・消火栓維持管理負担金の実績を踏まえ算定
	収益的支出	営業費用 職員給与費	R4～R7の実績(R7は決算見込み)を踏まえた上で、今後の賃金上昇*を見込み算定
		営業費用 経費	R4～R7の実績(R7は決算見込み)を踏まえた上で、今後の物価上昇*を見込み算定
		営業費用 減価償却費	既設資産の減価償却費を算出し、計画期間中に新設・更新が見込まれる固定資産の減価償却費を加算
		営業外費用 支払利息 その他(手数料等)	支払利息：既発債は年度別償還予定により算定し、新発債の利息を加算 その他：R4～R7の実績(R7は決算見込み)を踏まえ算定
		特別利益	試算時点で見込める条件がないため計上しない
		特別損失	試算時点で見込める条件がないため計上しない
資本的収支	資本的収入	企業債	10～14億円で計上
		他会計補助金	一般会計からの職員の児童手当分及び緊急地震・津波対策事業費補助金をR8見込額と同額計上
		国補助金	交付金対象事業の費用に補助率1/4を乗じて算定
		固定資産売却代金	R4～7の実績(R7は決算見込み)を踏まえ算定
		工事負担金	消火栓設置費、専用水道に係る負担金のR4～R7の実績(R7は決算見込み)を踏まえ算定
		その他資本的収入	試算時点で見込める条件がないため計上しない
	資本的支出	建設改良費	投資計画に定める事業額を算定 (水源設備事業費・配水設備事業費・固定資産購入費)
		企業債償還金	既発債及び新発債ともに、年度別償還予定により算定 (繰上償還は考慮しない)

※内閣府が試算した中長期の経済財政に関する試算(令和7年8月7日公表)を基に試算

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円、%)

区分	年度											
	令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益	2,706,537	3,083,226	3,166,979	3,125,469	3,082,997	3,041,116	2,999,817	2,956,208	2,916,090	2,876,531	2,837,522	2,799,055
1. 営業収益	2,633,969	3,008,665	3,094,533	3,053,023	3,010,551	2,968,670	2,927,371	2,883,762	2,843,644	2,804,085	2,765,076	2,726,609
(1) 料金の収入	41	278	278	278	278	278	278	278	278	278	278	278
(2) 受託工事収益	72,527	74,283	72,168	72,168	72,168	72,168	72,168	72,168	72,168	72,168	72,168	72,168
(3) その他	254,599	385,189	254,209	254,892	256,443	257,331	257,800	257,900	258,161	258,847	259,767	256,777
2. 営業外収益	2,320	138,524	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326
(1) 補助金	2,320	138,524	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326
他会計補助金												
その他補助金												
(2) 長期前受金戻入	156,932	151,257	151,252	151,380	153,013	153,982	154,533	154,716	155,059	155,828	156,810	153,820
(3) その他	95,347	95,408	100,631	101,186	101,104	101,023	100,941	100,858	100,776	100,693	100,631	100,631
収入計	2,961,136	3,468,415	3,421,188	3,380,361	3,339,440	3,298,447	3,257,617	3,214,108	3,174,251	3,135,378	3,097,289	3,055,832
1. 営業費用	2,489,260	2,625,480	2,476,035	2,548,335	2,613,185	2,690,151	2,758,151	2,829,940	2,904,580	2,968,982	3,034,159	3,099,584
(1) 職員給与	342,079	378,416	384,615	391,215	398,006	405,236	412,930	420,607	428,515	436,389	444,490	452,826
基本給	305,644	333,600	339,786	346,372	353,149	360,363	368,041	375,702	383,593	391,450	399,534	407,853
退職給付費												
その他の費用	36,435	44,816	44,829	44,843	44,857	44,873	44,889	44,905	44,922	44,939	44,956	44,973
費用計	791,464	878,130	802,794	814,316	824,902	839,055	850,580	862,744	876,637	888,610	903,375	916,328
(2) 経費	224,577	228,696	224,469	225,892	226,203	229,839	230,616	231,811	234,541	235,118	238,253	239,321
動力費	13,194	20,220	13,715	13,989	14,269	14,554	14,845	15,142	15,445	15,754	16,069	16,390
修繕費	10,176	8,851	10,569	10,780	10,996	11,216	11,440	11,669	11,902	12,140	12,383	12,631
材料費	543,517	620,363	554,041	563,655	573,434	583,446	593,679	604,122	614,749	625,598	636,670	647,986
その他	1,355,717	1,368,934	1,288,626	1,342,804	1,390,277	1,445,860	1,494,641	1,546,589	1,599,428	1,643,983	1,686,294	1,730,430
(3) 減価償却費	169,734	177,184	167,515	177,485	195,155	213,134	226,015	238,437	252,383	266,090	283,494	300,602
2. 営業外費用	167,209	177,184	166,368	176,338	194,008	211,987	224,868	237,290	251,236	264,943	282,347	299,455
(1) 支払利息	2,525	2,802,664	2,643,550	2,725,820	2,808,340	2,903,285	2,984,166	3,068,377	3,156,963	3,235,072	3,317,653	3,400,186
(2) その他	302,142	665,751	777,638	654,541	531,100	395,162	273,451	145,731	17,288	△ 99,694	△ 220,364	△ 344,354
支出計	302,142	665,751	777,638	654,541	531,100	395,162	273,451	145,731	17,288	△ 99,694	△ 220,364	△ 344,354
経常損益	302,142	665,751	777,638	654,541	531,100	395,162	273,451	145,731	17,288	△ 99,694	△ 220,364	△ 344,354
特別利益												
特別損失												
特別損益												
当年度純利益(又は純損失)	302,142	665,751	777,638	654,541	531,100	395,162	273,451	145,731	17,288	△ 99,694	△ 220,364	△ 344,354
繰越利益剰余金又は累積欠損金												
累積欠損金比率	$\frac{(A)-(B)}{(A)+(B)} \times 100$											
地方財政法施行令第15条第1項により算定した実質金の不足額												
営業収益－受託工事収益	2,706,496	3,082,948	3,166,701	3,125,191	3,082,719	3,040,838	2,999,539	2,955,930	2,915,812	2,876,253	2,837,244	2,798,777
地方財政法による実質金の不足額												
健全化法施行令第16条により算定した不足額												
健全化法施行規則第6条に規定する繰上償還可能資金不足額												
健全化法施行令第17条により算定した規程の不足比率												
健全化法第22条により算定した実質金の不足比率												

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

区分	年度											
	令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資本的収入	1. 企業標準化債 うち資本費平準化債	1,000,000	800,000	1,000,000	1,350,000	1,350,000	1,100,000	1,100,000	1,200,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000
	2. 他会計出資金											
資本的支出	3. 他会計補助金	8,360	42,501	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278
	4. 他会計借入金											
資本的収入	5. 国(都道府県)補助金	55,862	105,175	105,175	105,175	105,175	91,550	81,925	81,925	81,925	81,925	81,925
	7. 固定資産売却代金	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98
資本的収入	8. 工事負担金	59,785	161,883	100,282	100,282	100,282	100,282	100,282	100,282	100,282	100,282	100,282
	9. その他			35,468	35,468	35,550	35,714	35,796	35,878	35,961		
資本的収入	計 (A)	1,068,145	1,004,384	1,157,520	1,592,301	1,592,383	1,328,922	1,419,379	1,419,461	1,619,544	1,501,658	1,501,658
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
資本的支出	1. 建設改良費	1,068,145	1,004,384	1,157,520	1,592,301	1,592,383	1,328,922	1,419,379	1,419,461	1,619,544	1,501,658	1,501,658
	うち職員給与費	2,098,360	2,779,390	2,428,544	2,693,522	2,700,957	2,464,277	2,616,886	2,419,526	2,422,228	2,424,962	2,427,758
資本的支出	2. 企業債償還金	47,746	55,425	56,184	56,992	57,824	58,710	59,652	60,592	61,560	62,525	63,517
	3. 他会計長期借入返還金	678,962	671,122	660,229	653,058	653,112	626,626	622,022	642,554	654,656	668,223	683,812
資本的支出	4. 他会計への支出金											
	5. その他			250,000								
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	計 (D)	2,777,322	3,450,512	3,338,773	3,346,580	3,354,069	3,090,903	3,238,908	3,076,884	3,093,185	3,111,570	3,132,839
	(E)	1,709,177	2,446,128	2,181,253	1,754,279	1,761,686	1,748,438	1,909,986	1,642,701	1,657,423	1,473,641	1,631,181
補填財源	1. 損益勘定留保資金	1,089,168	1,575,402	1,137,374	1,191,424	1,237,264	1,291,878	1,340,108	1,391,873	1,444,369	1,304,723	1,492,552
	2. 利益剰余処分額	446,222	666,020	873,104	364,955	325,876	279,131	376,831	79,674	42,947		
補填財源	3. 繰越工事資金											
	4. その他	173,787	204,706	170,775	197,900	198,546	177,429	193,047	171,154	170,107	168,918	78,867
補填財源不足額	計 (F)	1,709,177	2,446,128	2,181,253	1,754,279	1,761,686	1,748,438	1,909,986	1,642,701	1,657,423	1,473,641	1,631,181
	(E)-(F)											
他会計借入金残高	計 (G)											
	(H)											
企業債残高	13,954,002	14,082,880	14,422,651	15,119,593	15,816,481	16,289,855	16,767,833	17,325,279	17,870,623	18,602,400	19,318,588	20,016,369

(単位:千円)

区分	年度											
	令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的収支分	うち基準内繰入金	2,320	138,524	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326
	うち基準外繰入金	2,320	138,524	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326
資本的収入	計	8,360	42,501	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278
	うち基準内繰入金	360	501	1,078	1,078	1,078	1,078	1,078	1,078	1,078	1,078	1,078
資本的支出	うち基準外繰入金	8,000	42,000	200	200	200	200	200	200	200	200	200
	計	10,680	181,025	3,604	3,604	3,604	3,604	3,604	3,604	3,604	3,604	3,604

● 今後の収支見通し

令和6年度は収益的収支（3条収支）において黒字を確保しており、経営状況は安定しています。しかし、給水収益が年々減少する一方、物価や人件費高騰などに伴う費用の増加、さらに施設整備に伴う減価償却費が令和11年度以降増加する見込みであることから、営業費用は年々増加し、令和15年度には収益的収支に不足が生じる見通しです。

資本的収支（4条収支）については、耐用年数を迎える施設の更新や耐震化等を進めるため、資本的支出額は約31～33億円/年で推移する見込みです。

また、資本的支出のうち、建設改良費については約24～27億円/年となる見込みで、その財源については、国庫補助金等の特定財源の確保を図りつつ、内部留保資金残高や企業債残高対給水収益比率などの指標を踏まえ、適正な企業債の借入を行うことで、安定した事業経営を維持していく必要があります。

なお、計画期間中に収益的収支に不足が生じるものの、特定財源の確保や企業債を適切に借り入れることで、補てん財源の不足は生じない見通しです。

● 収支ギャップの発生が見込まれる場合の解消方法

投資・財政計画によると、経営戦略期間中に純損失が発生する見通しであることから、その解消方法として、収納率の向上による収益確保や経費削減などの経営努力に取り組んだ上で、料金収入の増額（料金改定）や企業債の適正な借入などの対応が想定されます。

① 料金収入の増額（料金改定）

水道料金の改定は受益者に負担を求めることとなりますが、「受益者負担の原則」に基づいていることから、一定の合理性が認められます。また、沼津市水道事業及び下水道事業経営審議会条例においても、水道料金について5年以内ごとに審議することが規定されています。

経営審議会では、毎年、経営状況を説明する中で、社会経済情勢の変化等を踏まえ、将来にわたり持続可能な水道事業を実現するために必要な収支均衡を確保できる水道料金について検討していきます。

② 起債の適正な借入

現在は、内部留保資金残高等を踏まえ、建設改良費の一部に企業債を充当しています。企業債は、国庫補助金等の特定財源を除いた額に充当することが可能ですが、後年度の負担を平準化するため、適正に借り入れる必要があります。

③ 一般会計繰入金

一般会計からの繰入金については、総務省から毎年発出されている地方公営企業繰出基準に示された基本的な考え方に基づき、水道事業経営の状況を踏まえた上で繰入金を受けています。

繰入金については引き続き、一般会計と協議しながら、公営企業として独立採算制の原則を踏まえ適切に対応していきます。

3 投資・財政計画に未反映の取組や今後の検討予定の取組

① 施設・設備の統廃合及び合理化

今後は、人口減少や節水機器の普及などにより使用水量の減少が見込まれるため、施設の更新の際には、統廃合を検討するとともに、ポンプ等の設備・機器の能力が適正か判断し合理化の検討を行います。

また、水道部庁舎を含めた水道施設の更新・統廃合・長寿命化においては、沼津市公共施設マネジメント計画と整合を図り、需要に応じた施設の最適化や、事業費の節減及び平準化を行います。

② 広域化

水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少や施設・管路の老朽化等に伴い厳しさを増しています。しかし、水道事業は市民生活に必要不可欠なライフラインであり、安定的・持続的な経営の確保が重要であることから、近年、市町の区域を越えて連携して取り組む、水道事業の広域化の推進が求められています。

市町レベルの広域連携として、東部4市2町水道事業研究会（沼津市、三島市、裾野市、御殿場市、長泉町、小山町）を平成3年に設置し、その後6市町で相互応援協定を締結し（平成12年10月）、緊急時対応、情報交換、研修会の開催などにおいて連携しています。

また、静岡県においては、「静岡県水道広域化推進プラン」を策定しており、本市は駿豆圏域（賀茂地域を除く11市町及び県企業局）の一員として、防災訓練、災害時協定、AI等を活用した先端技術の共同研究などの取組を進めています。

③ 定員管理の適正化

本市は、平成14年度に下水道部を廃止し水道部に統合した以降も、事務の効率化による組織のスリム化を実施してきました。水道部の定員管理は、沼津市全体の定員管理の一部であり、独自性を発揮することに制約はありますが、水道事業の広域化、使用水量の減少に伴う施設の統廃合などを進める中で、業務の効率化・人員配置の見直しに努めます。

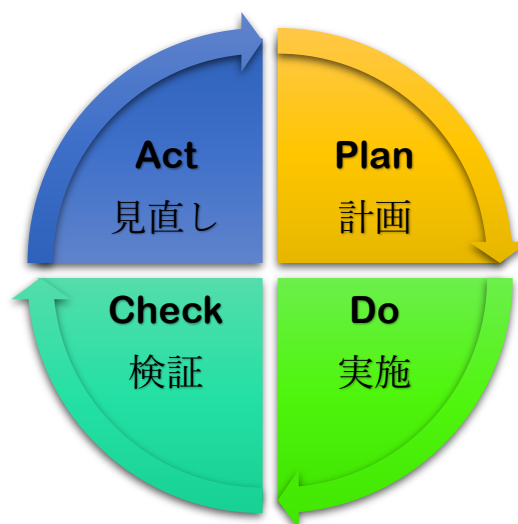
第6章 経営戦略の進捗管理

1 経営戦略の更新及び検証等

本経営戦略は沼津市水道事業ビジョンに基づく内容となっているため、ビジョンの見直しに合わせて更新を行います。

また、水道事業を将来にわたって安定的に継続していくため、PDCA（計画・実施・検証・見直し）サイクルに基づき、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理を実施し、計画と実績の乖離を把握して経営状況の改善に向けた取組を実施していきます。

水道料金の改定や民間活力の活用等により収支に大きな修正が必要となる場合においては、随時、投資・財政計画を見直します。



2 情報提供

経営状況については、経営比較分析表を毎年度ホームページに公表するとともに、経営戦略を更新した場合もその内容を公表します。

用語集

P1・2・25・42	沼津市水道事業ビジョン	沼津市の水道事業の方向性と取り組むべき施策の基本的な考え方を示した計画
P2	沼津市総合計画	これからの沼津市をどのようなまちにしていくかを示す、まちづくりの指針となるもので、市が目指すまちづくりの方向性やそれを実現するための施策などを定める市の最上位計画。第5次計画は令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間としている。
P2	国の新水道ビジョン	平成16年6月に厚生労働省が水道のあるべき将来像について、その実現のための施策や工程を明示したのが水道ビジョンで、その後の水道を取り巻く環境の変化に対応するため、50年後、100年後の将来を見据えた新しい水道ビジョンとして平成25年（2013年）に全面的に見直した計画
P2・9・13	アセットマネジメント計画	中長期的財政収支に基づき、施設の更新などを計画的に実行し、持続可能な水道を実現していくために、長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に施設を管理運営することを定めた計画
P3・4	簡易水道 簡易水道事業	水を人の飲用に適する水として供給する水道のうち、給水人口が100人を超え5,000人以下のもの（水道法）。本市では、平成17年4月に戸田村との合併により引き継いだ井田簡易水道事業が最後となり、令和2年4月1日に水道事業と統合した。
P4	法適	官公庁会計から公営企業会計に会計方式を移行し、地方公営企業法を適用すること。
P4	行政区域内人口	住民基本台帳を基本とした人口
P4	現在給水人口	実際に給水を行っている常時居住の人口
P4	計画給水人口	水道事業計画上の給水を行う人口
P4・9 他	有収水量	給水した水量のうち、消火活動等に使用した水量を除いた料金徴収の対象となった水量

用語集

P6・32	導水管・送水管・配水管	導水管は取水施設（水源）からの原水を浄水場へ送る管、送水管は主に浄水場で処理された浄水を配水場へ送る管、配水管は配水場から各家庭の前まで浄水を送る管、ちなみに給水管は配水管から各家庭に引き込む際の管
P6	総括原価方式	「水道料金算定要領」に示される方法で、減価償却費など現金支出を伴わない費用を含めて総括原価を算定し、料金総収入額と総括原価が等しくなるように料金を設定する方法
P6	従量料金	使用水量の多寡に応じ、水量と単位水量あたりの価格により算定し、賦課される料金
P7	会計年度任用職員	地方公務員法の改正に伴い、令和2年度から新たに設けられた非常勤職員の制度で、一会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を最長の任期として任用され、正規職員が行う各種業務の補助を行う非常勤の地方公務員
P9・18	有収率	年間有収水量を年間給水量で除した数値
P11	P F I (Private Finance Initiative)	公共施設等の設計・建設・維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行い、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る考え方 なお、P P P (Public Private Partnership) は、官民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム（通称：官民連携） D B O (Design Build Operate) はP F Iに類似した事業方式の一つで、公共が資金調達を負担し、設計・建設・運営を民間に委託することで、民間の提供するサービスに応じて公共が料金を支払う手法

P11・ 16・ 34・ 38・39	企業債	<p>単年度に多額の財源を必要とする上下水道などの社会資本の整備のために、地方公営企業が外部から資金を調達することで負担する一会計年度を超える長期の借入金。</p> <p>長期借入を行うことで、施設を利用して便益を受ける後世代の住民と、現世代の住民の間で費用負担を公平にすることが可能となる</p> <p>起債にあたっては、原則として総務大臣や都道府県知事に協議する必要がある、借入先には財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、市場公募資金等。本市の水道事業では、地方公共団体金融機構資金などを借入先としている</p>
P11	繰上償還	<p>企業債の返済期間を繰り上げて償還すること</p> <p>厳しい地方財政を踏まえ、平成 19～21 年度まで（その後 25 年度まで延長）の臨時特例措置で、国が公的資金（金利 5%以上）の貸付金（企業債）の一部について補償金を免除した繰上償還が認められた</p>
P13・ 15・33	累積欠損金	<p>営業活動によって生じた欠損（赤字）を、前年度までの利益等（繰越利益剰余金等）で補てんできず、補てんできなかつた欠損金が複数年度にわたって累積したもの</p>
P13・ 17	給水原価 供給単価	<p>給水原価は、有収水量 1 m³当たりの費用（水道水 1 m³を作るのに要した経費であり一般的にいう製造コスト）</p> <p>供給単価は、有収水量 1 m³当たりの収益（水道水 1 m³当たりの平均単価であり一般的にいう販売価格）</p> <p>なお、供給単価から給水原価を引くと 1 m³当たりの利益となるが、相対的に供給単価が低い場合は原価割れとなる</p>
P13	ダウンサイジング	<p>サイズ（規模）を小さくすること</p> <p>水道の場合は、近年の水需要減少に伴い施設の適正規模も小さくなっていくことから、管路の口径減少や施設の小規模化等により、供給体系全体の効率化を図ること</p>

用語集

P13・ 19・ 31・32	法定耐用年数	減価償却費の算定に用いるために、地方公営企業法で定められた固定資産（水道管・配水施設等）の耐用年数のこと ただし、必ずしも法定耐用年数を超えて使用できないものではなく、施設の長寿命化やアセットマネジメント手法の導入により、法定耐用年数を超えて施設を有効利用しており、効率的な施設整備を進めている
P14	末端給水事業	一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業（一般家庭等の蛇口に水道水を供給する事業のこと）
P19・ 37	減価償却	長期間にわたって使用できる固定資産の取得に要した支出を、取得資産の耐用年数に基づき、費用計上していく会計処理のこと。
P26	給水装置	水道事業者の布設した配水管（本管）から分岐した給水管及びこれに直結する水栓等の器具類
P26	（沼津市）水 安全計画	水道水の安全性を一層高め、水源から蛇口に至る各段階で危害評価と危害管理を行い、常に信頼性の高い水道水の供給を確実にする水道システムを構築するための計画で、食品の衛生管理の方法として開発された HACCP（ハザップ）の考え方を水道に取り入れたもの
P26	受水槽	給水装置からの水を直接受水するための水槽 各水道事業者の基準により直結給水方式ができない場合、または需要者が常時一定の水量を貯留する場合等に設置
P27	基幹管路	導水管、送水管、配水本管（φ400mm以上）
P27	耐震化優先管路	避難所や救護所などへつながる重要施設供給路や基幹管路、またそれらを補完する管路など、耐震化を優先して進める必要がある管路
P27	重要給水施設	地震などの災害時に優先的に水を供給すべき施設、避難所、病院、学校等が該当

P27	冗長性	水処理の複数系統化や水道管の二条化、複数水源の確保など、水道施設の一部が破損した場合でも、他の系統で浄水処理や水道の供給を継続できるよう、施設能力に余裕を持たせる考え方。災害時における水道水の安定供給を維持するために重要な考え方の一つ。
P28・31	想定耐用年数	水道事業者等における資産の将来見通しの把握において、法定耐用年数で更新した場合の更新需要のピーク時期や規模を踏まえつつ、更新費用の平準化及び低減化を図るために、資産の種類ごとに、適切な健全度を維持しながら、資産の重要度を踏まえて適切な更新時期を設定することにより試算した耐用年数
P29	専用水道	寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道、その他水道事業用に供する水道以外の水道で、供給人口が100人を超えるのにその居住に必要な水を供給するもの、もしくは、その水道施設の一日最大給水量が飲用その他生活の用に供することを目的とする最大給水量20 m ³ を超えるもの
P29	スマートメーター	スマートメーターは、双方向の通信機能をもった電子メーターのことで、通信回線を利用して自動的に水道使用量を読み取ることができることから、検針業務の効率化、漏水の早期発見などの効果が期待されている。
P30	再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーのこと。一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー
P30	建設副産物	建設工事により発生するコンクリート殻、アスファルト殻、土等のこと 建設副産物には再利用、埋め立て材等の適正な処理が必要とされている。
P33・38	補てん財源	資本的収入が資本的支出に対して不足する場合にその不足額を補てんするもの。 公営企業内に留保された資金などの財源のことで、具体的には消費税及び地方消費税資本的支出調整額、損益勘定留保資金、利益剰余金処分別（積立金）など

<p>P34・40</p>	<p>一般会計繰入金</p>	<p>公営企業の目的である事業の運営に必要な財源として一般会計から繰り入れた資金のこと。 基準内繰入金は、一般会計が本来負担（繰出）すべき経費として、総務省が「繰出基準」に示した経費に対する資金。本市の水道事業会計に対する一般会計繰入金は、水道部職員の児童手当等に係る経費に対する資金。 なお、繰出基準にない基準外繰入金は、一般会計による公営企業の経営補助にあたる。</p>
<p>P34・39・40</p>	<p>内部留保資金</p>	<p>減価償却費などの現金支出を伴わない支出や収益的収支における利益によって公営企業内に留保される自己資金のことで、損益ベースでは将来の投資資金として確保され、資金ベースでは資本的収支の不足額における補てん財源として用いられる。</p>
<p>P37・38</p>	<p>収益的収支 （3条収支） 資本的収支 （4条収支）</p>	<p>公営企業の一事業年度の経営活動に伴い発生したすべての収入とそれに対応するすべての支出を収益的収支という。それに対して、公営企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良に係る企業債償還金等の支出、並びにその財源となる収入の収支を資本的収支という。</p>

沼津市水道事業経営戦略 (計画期間：R8→R17)

沼津市水道部水道総務課

TEL : 055-934-4862 FAX : 055-931-8101